



## 会員の疑問に答える

### 派遣員の任務について

1. カウンシルへの派遣員は、カウンシル会合に参加し、その会合及び活動においてクラブを代表します。審議事項では、クラブの指示に従って、又はクラブの最大の利益を考えて投票します。  
この時、場合によっては新たな意見により派遣員自身の判断でクラブの可決、否決を変更することができます。  
これは、派遣員には全権が委任されているからです。
2. カウンシル会合で行なわれた事や、決定事項などをクラブ例会で報告します。
3. カウンシル会合議事録は、カウンシル書記から会合後 2 週間以内に派遣員に送付されます。  
派遣員に届いたら受信の返事、訂正、付加、承認の返信は速やかにしましょう。  
議事録の承認は、派遣員が全責任を持っています。  
派遣員自身がチェックしても良いですし、クラブ役員会で検討しても、クラブで検討するのも自由です。方法はクラブで決めると良いでしょう。  
但し派遣員が、カウンシル書記に承認、又は訂正、付加の書類を送る時は、CCでクラブ会長もそれを知っていなければなりません。
4. クラブ役員の一員として必要に応じてその他の任務を行ないます。

### 特別審議事項について

選挙は特別審議事項ではないのですが、議事の順序として特別審議事項とみなし、審議事項の最初に持ってきます。  
特別審議事項というのは、前回未解決になっているものや前回ある事項を特別審議事項とすると決定されたものを言います。時間指定があれば他のことが審議中でも取り上げなければなりません。

参照： ロバート議事規則

大野三恵子 No.2 議会法規役員

